

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思います。

まず初めに、マイクロワークについてについてお尋ねしたいと思います。求人を出しても応募が来ない、慢性的な人手不足、即戦力になる人材に出会えないなど課題は山積しています。片や、社会人経験やキャリア、資格を有しているにもかかわらず、結婚、出産、介護等によりやむなく離職し、時間的制限等により社会で能力を発揮できない方もいます。

マイクロワークとは、業務内容の分解やシフトの細分化を行い、1日二、三時間、週二、三日など短時間、単日数で働きやすい仕事のことで、またマイクロワーク雇用することで他の社員の残業が減ったり、本来取り組むべき業務に集中できるようになり、その結果、業績が上がるなどの効果にもつながっています。

特に岐阜県では、働いてもらい方改革として、若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくることとし、補助金制度も設けています。私、6月議会で商工業の振興について質問した際、「商工業の動向については四半期ごとに市民生活・経済状況共有会議を実施し定点観測していること。その中で、製造業については人材確保等については必要に応じて相談に乗るとというのが基本的な姿勢であること。また、小規模事業者に関しては全面的な伴走支援が必要である」と答えられました。

これらを踏まえ、マイクロワークについてはどのように事業者と進められていくのかお伺いしたいと思います。

一つ目には、マイクロワークの取組についてです。マイクロワークについては先ほど述べましたが、人手不足を解消する一手としては有効な方法ではないでしょうか。特に、事業者に対して伴走支援が必要であるとのこと。どのように取り組まれていくのでしょうか。

2点目は、働いてもらい方改革についてです。県が進めている働いてもらい方改革は、子育て中の男女、高齢者、障がいのある方など、就労において様々な制約を受けている方にとって働きやすい環境を整備することで、事業者の生産性向上や人手不足解消に貢献する取組に対して支援するもので、補助金制度としては補助率3分の2、上限250万円となっています。市内でも採択された事業所もありますが、申請が年1回のため年度途中での制度設計ができかねます。

そこで、市独自で補助金制度を創設し、通年申請できるような仕組みはできないでしょうか。補助率など県並みとは言いませんが、小規模事業者にとって使いやすい飛騨市版働いてもらい方改革はいかがでしょうか。

3点目は、超短時間雇用についてです。働く意欲があっても、ひきこもりや障がいなどにより長時間働くことが難しい人と事業者をつなぐ超短時間雇用創出事業があります。県内では二つの自治体が導入しています。超短時間雇用は、1日15分、週1回から、計20時間未満の短時間で働く雇用モデルです。飛騨市でも商工と福祉が連携しこのような取組を導入されてはいかがでしょうか。

以上、マイクロワークについてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、私から1点目と2点目の御質問についてお答えをいたします。

まず、1点目のマイクロワークの取組につきましては、後ほど市民福祉部からの答弁にて詳しく御説明をいたしますけれども、令和6年度に岐阜市の超短時間ワーク応援センターの所長と支援員お招きしまして、市民福祉部の職員と商工課の職員が共同で市内大手企業を交えてノウハウを学ぶ機会を得ました。

マイクロワークにつきましては、まず市内企業への浸透が必要であると考えておりまして、各商工団体からの周知や飛騨市経済連合会で開催しておりますセミナーで取り上げつつ、就労者側を支援している市民福祉部と連携しながら進展に努めてまいります。

次に、2点目の働いてもらい方改革についてお答えいたします。

議員が述べられました県補助金は、小規模事業者パワーアップ応援補助金の働いてもらい方改革枠の補助率と上限額だと理解しております。このパワーアップ応援補助金は、依然として厳しい経営環境に直面する県内小規模事業者が、持続的な賃上げにもつながる稼ぐ力の強化に向けて経営計画を作成し、その計画に沿って事業規模拡大や業態転換等に取り組む事業の2分の1、上限100万円で補助する事業です。

特にマイクロワークなど、新たな働く環境づくりに取り組む事業者については、議員御紹介の補助率、補助上限額にアップするとともに、さらにそのうち、新たな働く環境づくりに要する経費については、補助上限額100万円に対して補助率10分の10とするものです。この補助金の使途は、機械装置等の購入費用から広報費、展示会出展費用、職場環境の整備など、大変幅の広いものとなっております。

他方、市では、事業者からのヒアリングを踏まえまして、女性社会進出促進補助金及び高齢者、障がい者社会進出促進補助金をはじめ、事業拡大促進事業補助金、展示会等出店補助金など様々な具体のメニューを設けまして、様々な人に働きやすい職場環境の整備や事業の活性化を支援しております。まずは、これらの補助金を県補助金と組み合わせ御活用いただくことが重要であると考えております。

その上で、今後も市内企業の状況をヒアリングしながら、必要性を見極めつつ、より一層柔軟に使っていただける補助金制度の構築に努めてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

私からは、3点目の超短時間雇用についてお答えします。本市では、超短時間雇用を推進するため、令和5年度にこの分野で先進的に取り組んでおられる静岡県富士市と岐阜市を視察し、その取組の詳細を学んでまいりました。両市が実践されていたのは、業務分解コンサルティング

という手法です。これは、企業内で正規職員が担うことで残業が増えているような業務を細かく分解し、それを切り取って、働くことに困難を抱えている方に委ねていこうというものです。

視察の翌年には、先ほど畑上部長からもありましたが、このノウハウを直接学ぶために、岐阜市の超短時間ワーク応援センターの所長と支援員を本市にお招きし、市内大手企業と飛騨市役所で実際にコンサルテーションを実施していただきました。これにより、人事関係の職員や福祉就労に関わる支援者一同が、そのノウハウを目の前で学ぶ機会を得ることができました。

先進地のコンサルテーション手法は大変参考になりましたが、同じような専門職員を市役所内に配置することは難しいと感じました。しかし、岐阜市の方から助言をいただき、本市には企業の皆さんと顔が見える関係という強みがあると、岐阜市との違いを教えてくださいました。この強みを生かせば、コンサルテーションという形にこだわらずとも、個々のクライアントに合った仕事を企業とともに考え、提案できるのではないかと考えました。

そこで、学んだエッセンスを生かし、現在、飛騨市独自の取組として「ふらっとジャストフィット就労」と名づけ、ケースに応じて柔軟な支援を始めております。既に幾つかの成果が生まれていますので、4点御紹介をいたします。

1点目は、市民福祉部があるハートピア古川の清掃業務です。シルバー人材センターの人手不足を受け、それまでシルバーの方々のみで行っていた業務を細かく分解しました。この分解した業務を障がい者就労継続支援A型サービスに委託することで、障がい者の方々の短時間ワークにつなげることができております。

2点目は、ひきこもりがちの方の事例です。総合福祉課で設置している筋力トレーニングジム「パワーふらっと」を利用いただき、活力が向上された方がおられました。就労経験のない方で、就労中の支援が必要ない方という条件で公募し、その方を総合福祉課の第3種会計年度任用職員として任用いたしました。週に2時間程度ですが、総合福祉課でもなかなか手が届いていなかった清掃・整理などの業務をしていただいております。徐々にですが社会参加へのステップを踏み始めていただいております。

3点目は、企業からの相談で超短時間ワークになった事例です。岐阜市によるコンサルテーションと一緒に受けた企業様から、社員食堂のお世話業務で毎日2時間だけという人手不足の御相談を受けました。これに対し、ちょうど働きづらさもあってエネルギーが落ちていた相談者の方を支援員とともに入職できるようサポートいたしました。結果、この方は現在、その企業に正規で雇用いただくという非常に喜ばしい結果につながり、企業様も大変喜んでいただけました。

4点目は、障がいの通所事業所内での徹底した業務分解です。障がい通所事業所であるピース様でも、業務分解を徹底して行うことで、通所されている方が皆さん何かしら自分の持っている能力の強みを生かして作業に参加できる体制を促進されました。これにより遊んでいる利用者さんがいなくなったと伺っております。

このように、富士市、岐阜市より学んだエッセンスを生かし、飛騨市なりに超短時間ワークの実践を地道に進めております。今後は、御紹介したような具体的な成功事例を積み上げ、その実績を市内企業に紹介しながら、超短時間ワークを啓蒙し、他の企業へも横展開していければと考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○10番（住田清美）

マイクロワークについて、特に今三つ目の超短時間雇用につきましては、市民福祉部長のほうから4点事例を挙げて御説明をいただきました。大変いい感じで超短時間でもいろんな方々が業務のところに貢献されていることは大変ありがたいことだと思っておりますが、マイクロワークの一般の企業でございますけれども、商工会なり商工会議所と一緒に周知をしていくということだったんですけれども、この補助金制度のことにつきましてちょっと商工会さんに聞き取りをしましたところ、この今の岐阜県小規模事業者パワーアップ応援補助金の中にまた働いてもらい方改革枠があるということなんですが、実際に2者が導入されておりまして、大変ありがたい制度なんですけど、これがなかなか年1回の申請なのでということで、このことについて通年申請ができるような働きかけを県のほうへしていただけるといいのになというふうな御意見があったんですが、こういった働きかけは岐阜県のほうにはしていただけるものなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

私どものほうでも年に不定期ではありますけれども、県の商工担当の方と意見交換する機会をつくるようにしておりますので、そういった場などを捉えてそういった御要望はお伝えしていきたいと思えますし、古川町商工会とか神岡商工会議所のほうでも県の聯合会的な組織もありますので、そういったことを通じてまた要望していただくようなことも働きかけをしていきたいと思っております。

○10番（住田清美）

私このマイクロワーク、この短時間のこういう働き方を聞いたとき見たときに、最初によくテレビとかでもやっていますけど、隙間時間を利用してそこを埋めていくスキマバイト的なイメージがあって、そういうのって民間でも今のスキマ時間を埋めて求人をする、働きたいほうはそのこの時間空いているので自分はここ行くというようなアプリを利用したやり方もあると思うんです。

市内の業者さんも多分そういうのを導入してみえる方もあると思うんですけれども、商工業さんの動向を定点観測されている中で、こういったアプリを使って見えるところの実績ですね、実際こういうものをやったら結果たくさん埋まってきたよとか、いろんなこういう周知のやり方とか、これで大体実績はどんな感じなのか。そしてこれをほかの事業者さんへも紹介するようなこととして定点観測のときにもされておられますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

そういうタイミーとか、そういうスキマバイトのアプリを利用しての雇用実績の実数は把握しておりませんが、日頃のお話の中で大きい旅館とかはそのアプリを利用して、短時間での雇用をしていらっしゃるというお話はお聞きしております。高山市内でも利用されているところは幾つかあるようで、働く側としてそのアプリを通じて働き先を見つけていらっしゃる方もあるということは、数字的などところまでは聞いておりませんが確認をしております。

そういったお話を伺いますと、やはり比較的飲食店とか旅館みたいなところは短時間、1日の

中でも忙しい時間帯とそうでない時間帯がある業種になりますので、そういった仕事が出しやすいのではないかと思いますし、単純作業も多いので切り取って業務を出すっていうこともやりやすいのかなっていうことを感じております。

ただ、一般の製造業などになりますと、先ほど申し上げましたようになかなかその業務の細分化をして、その一部分を超短時間ワークとしてまた別に就労を促すっていう考え方自体がまだ浸透してきていない部分がありますし、私もこの岐阜市から講師をお招きして学んだ機会には同席をさせていただいたんですけども、細分化の仕方っていうところは本当に目からうろこな思いがありまして、こういうことで業務の切り出しをしていくんだっていうところですので、まずはそういった感覚の体験を市内の事業者さんたちにも多くしていただいて、切り出す発想をしていただけたらいいのではないかと考えております。

○10番（住田清美）

ぜひそのような形でお願いをできたらなと思います。なかなか細分化するって難しいことだと思いますし、特に小規模な事業者さんに対しては伴走支援をしていくというような市のスタンスですので、いろんな面で情報の提供とかいろんな御相談事を受けていただきたいと思うんです。

本当は市でも古川町商工会でも、ハローワークのようなあっせん業務ができると楽なものになっておっしゃるんです。こちらから人が足らなくて、こちらで応募してつなぎますよってことが多分システム上できないのだと思いますので、そういう今のアプリではないんですけど、そういうものも使ってみたらとか、いろんなことをまた事業者にも知恵をつけていただきながら、皆さんで足りないほう、片や働きたい方もたくさんいらっしゃると思うんです。1日5時間、6時間は無理やけど、この時間だけならいけるとか、業者でも細分化をすることによって出てくるこういうちっちゃな業務があるかだと思いますので、そういうところも含めてしっかりと伴走支援、それから積極的な支援をしていただきながら、そういう方々のマッチングをできるだけ増やしていただいて、両方ともが幸福になるような働き方ができればよいかなと思っていますので、お願いをいたしたいと思います。

次に、大きく二つ目の質問に移らせていただきます。今度は不登校児の対応についてお尋ねいたします。

2024年度の文部科学省の調査によりますと、小中学校の不登校児童生徒数は過去最多の35万3,970人で、前年度から2.2%増加しました。小学校が13万7,704人、中学校が21万6,266人で、増加は12年連続です。病気以外で年間30日以上欠席した場合不登校と言われますが、そこまでいなくても入学当初や休み明けなどで登校を渋る子供など、不登校気味の子供も含めれば相当数になるかと思います。飛騨市の子供たちの現状はどうなっているのでしょうか。

不登校児の受入れといたしましては、学校内にあります保健室や中学校で言えばほっとルーム、また千代の松原にあるグリーンルーム、民間が運営していますハルジオン、そして高山市のフリースクールなどがあります。民間が運営しておりますハルジオンは子供たちの学びもできる居場所であるとともに、家庭教育支援チームとして交流スペースとしても相談を受けています。高山市のフリースクールは複数あります。

不登校になる子供たちは、その要因は様々で自分でもがき苦しんでいることと思います。支える家族もまた精神的、経済的にも厳しいことと思います。子供たちの健やかな成長を見守るため

に不登校児の対応について4点お伺いします。

1点目は、不登校児の状況についてです。飛騨市の不登校児、また不登校ぎみの子供も含め何人、そしてそれらの子供たちはどう過ごしているのでしょうか。不登校児を抱える専門家らによる委員会のようなものは飛騨市に設置されているのか、併せてお伺いいたします。

2点目は、出席の定義についてです。学校へ通っていれば出席とみなされると思いますが、学校外のグリーンルームやハルジオン、高山市のフリースクールの場合はどうなのでしょう。ちなみに高山市のフリースクールは高山市民の子なら現在、出席扱いとなっています。飛騨市の児童生徒がこのフリースクールに通う場合も出席扱いになるのでしょうか。不登校の子供たちにとって、外に出れるということは大きな一歩であり、出席扱いにカウントされることは自信にもつながります。また親御さんにとっても安心できることではないでしょうか。市の見解をお伺いします。

3点目に、居場所づくりについてです。不登校児にとって、社会と関わる選択肢は多くあったほうが良いと思われれます。民間のハルジオンはフリースクールのような役割を果たしていますが、人件費などの運営費が足りないため、現在は週3回の開催です。利用者の声もあり次年度以降、開催日を増やしていける運営を目指しています。居場所づくりや交流の場は、当事者の親御さんが立ち上げるケースが多いのですが、家族の負担軽減のため利用料をできるだけ無料にしたいという思いがありますが、しかしこれは経営的には逆に厳しく、行政の支援が不可欠だと思われれます。学校とは違った受入先があってもよいのではないのでしょうか。全国には公設民営のフリースクールもあります。不登校児やその家族の居場所づくり、またフリースクールの設置についてどのようにお考えでしょうか。

4点目は、学校作業療法士と不登校児の関わりについてです。現在、市では、学校に作業療法士を派遣し、その子にあった指導をアドバイスしながら子供たちと先生との良好な関係が構築されています。不登校あるいは不登校ぎみの子供も含め、作業療法士が関われる場があるのかお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

では、不登校児童生徒への対応についてお答えいたします。

まず、不登校及び不登校傾向の児童生徒の状況につきましては、該当児童生徒や家庭への配慮の観点から、この場での具体的な人数の公表は控えさせていただきます。しかし、令和6年度文部科学省の調査によると、全国の在籍児童生徒数に占める不登校の割合は、小学校2.3%、中学校6.8%となっており、本市もほぼ同じ割合で不登校児童生徒が見られます。

また、不登校傾向の児童生徒や、以前不登校で現在経過観察中の児童生徒も含めると、100名程度の児童生徒について毎月各校と情報を共有し、必要な支援が継続的かつ適切に行える体制を整えております。

不登校及び不登校傾向の児童生徒は、校内・校外教育支援センター等において、一人一人の思いや状況に合わせ、学習や個別活動をしたり相談をしたりして過ごしております。家庭で過ごす

ことの多い児童生徒につきましては、家庭訪問を定期的に行い、つながりを保っています。

専門家による支援体制につきましては、各校内外の教育支援センターに教育相談員を配置しているほか、不登校児童生徒の学習保障のために、教員免許を有するスタディサポーターを市内に常勤3名、非常勤3名、計6名配置しております。また、学校生活に困り事を抱える児童生徒への支援として、作業療法士やスクールカウンセラーが年間を通じて学校へ派遣され、専門的な助言や支援を行っております。

御質問にある不登校児を支える専門家による委員会につきましては、本市では定期的な委員会としての設置は行っておりません。ですが、児童生徒一人一人の状況に応じて、教育相談員、スタディサポーター、作業療法士、スクールカウンセラーといった専門家を交えたケース会議を速やかに開催しており、迅速かつ柔軟な支援体制となっております。

今後も、個々の状況に応じた専門的支援を適切に行うため、学校・家庭・関係機関との連携を一層充実させてまいります。

次に、出席の定義についてお答えいたします。学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合につきましては、文部科学省が示すガイドラインに基づき、要件を満たす際には指導要録上の出席扱いとしております。この文科省が示す要件について端的に申し上げますと、保護者・学校・施設が十分に連携し、また情報共有して、その施設で行われる相談・指導等が、児童生徒の社会的自立に向けた支援となっているかどうかという点でございます。

したがって、市の校外教育支援センターであるグリーンルームや市外のフリースクールにつきましては、当該施設での出席状況や活動の様子を確認しながら、積極的に出席扱いとして認めていく方針です。一方、ハルジオンにつきましては、利用している児童生徒がいることは承知しておりますが、現時点では家庭支援を主とする取組であると理解しております。今後、活動内容や支援の状況を注視し、文科省の要件に照らしながら、適切に出席扱いの可否を判断してまいります。

次に、3点目の居場所づくりについてです。議員が御指摘のとおり、不登校児童生徒にとって、支援の選択肢が多様であることは大変重要であると認識しております。一方で、飛騨市におきましては、既に各学校に校内教育支援センターを、また市としては校外教育支援センターであるグリーンルームを設置し、支援体制を整えており、教室以外の居場所として効果を上げていると考えております。また、グリーンルームにつきましては、現在、数名の児童生徒が利用登録をしておりますが、毎日の利用ではなく、受入れには十分な余裕がある状況です。

こうした現状を踏まえ、新たに公設のフリースクールを開設することは、現段階では検討しておりません。今後も、既存の支援体制を活用しつつ、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援に努めてまいります。

最後に、作業療法士の不登校児童生徒への関わりについてお答えいたします。学校作業療法士につきましては、毎月2回程度、各校を定期的に訪問し、学校側の要望に応じて学級全体への指導や個別支援など、柔軟に対応しております。その支援の中には、不登校傾向があり、校内外の教育支援センターで過ごすことが多かった児童生徒が、作業療法士との関わりを通じて、現在は学級での生活が可能となったケースもございます。

一例として、ある登校渋りのお子さんについて、作業療法士が、「このお子さんは土日で登校

意欲が急激に落ち込むが、月曜日以降は徐々に上がる傾向がある。月曜日は無理しない程度に登校して徐々に登校意欲を上昇させるとよい。」といった見立てをし、提案されました。月曜日に無理をしない・させないことを本人・保護者・学校が共通理解して関わり合う中で、互いが自分を責めずに気が楽になり、穏やかに接することで、結果的に良い方向につながったケースがございます。

今後も、支援を必要とする児童生徒を早期に作業療法士につなぎ、適切な支援が行き届くよう取組を進めてまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○10番（住田清美）

不登校、あるいは不登校ぎみの登校渋りの子供たちも含めると、結構な人数になるとの御答弁でございました。ある日突然、子供が、また孫が学校へ行きたくない、学校へ行かないって言い出したら、本当に親御さんは、またその家庭は本当にびっくりして大変なパニックになることと思います。それがそのクラスの中の子供たちの中では、そう珍しいことではないという実態が今明らかになっていると思います。

それで子供たちの学ぶことってというのは憲法でも保障されていますよね。全ての国民は、憲法の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利があるということで、学ぶということは学校に通うだけではなくて、いろんな場でまた学ぶことが保障されるべきであると思うんです。

ですから、学校に行かないという選択も、その学ぶという選択の中に学校だけではなくて選択肢はたくさんあるんだよということを知ってほしいと思いますし、知ることも大切だと思います。その中で今そういう専門家の皆さんによる支援センターとか教育相談員とかいろんな人の個々のところはあるんですけども、一つの委員会として今のところ飛騨市の中には設置がないということでした。十分に機能されているならいいんですけども、そういった不登校のことを理解してもらって、あるいは総トータル的に考えていく委員会のようなものを設置するお気持ちは今のところ教育委員会としてはございませんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、現在のところはそういった委員会を設置することは検討しておりません。と申しますのは、やはり御存じのように飛騨市は作業療法士につきましても、学校に入っただけの取組ってというのは本当に先駆的に行われて、その効果も出ております。

また、飛騨市はカウンセリングで学校心理士さんにも来ていただいて、該当の児童生徒、保護者に対しても丁寧なカウンセリングをするというような体制も整っている中で、先ほど迅速、柔軟にという話ししましたが、他の都市部、大きな市と違ってコンパクトな市ですので、その中でその都度タイムリーにケース会議を開いてということに努めておりますので、今のところはそのように考えております。

○10番（住田清美）

委員会に代わるべきものがあるということで理解をいたしましたし、そこがまたしっかり機能

していただけるように願うべきものでございます。

出席の定義につきましては、一つちょっと確認をさせていただきたいんですが、いろんな皆さんで話し合われる中で出席扱いとするというような方向なんです、グリーンルーム、フリースクールは積極的に出席扱いにするというような御答弁だったんですが、例えば飛騨市の児童生徒が高山市のフリースクールに通った場合は、これは出席扱いとなるんですか、その辺はどうなんですか、ちょっと確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

結論から申しますと、市外においても今のフリースクール、要件を満たしている場合については出席扱いに積極的にしていくと、扱いにしていくということで捉えております。これについては補足しますと、あくまで指導要録上の出席扱いということで認めていくということでございます。

○10番（住田清美）

子供にとっても外に出られて、その場所に行けることで出席扱いとなるということは大きな喜びだと思います。親御さんにとっても安心材料だと思います。ただ、残念なのが、ハルジオンが今のところ出席扱いにできないというような御答弁だったと思うんです。もちろんハルジオンさんは、家庭支援チームというような位置づけもあるんですけども、でも学びの場もちゃんと提供して保障してくださっているというふうに紹介文には書いてあります。フリースクールとどこが違うのかなって思っています。

そしてまたハルジオンさんは、できれば利用料をもらいたくないというようなお話もあって、なかなか経営的にも厳しいところもあるんです。でも、子供たちの居場所づくり、学びの場は提供してくださってますので、ぜひこのハルジオンも学びの場は一緒だと思いますので、出席扱いにさせていただくような前向きな御検討、それからハルジオンさんへ向けての市としてのできる限りの財政的援助というようなもののお考えはあるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今、ハルジオンさんについてお話しいただきましたけども、教育委員会としましても、このハルジオンさんの取組っていうのは本当に素晴らしい取組だなということを捉えております。と申しますのは、今ほども議員がおっしゃったように、不登校、不登校傾向にある児童生徒本人、そして御家庭の方々っていうのは、まずそれを受け止めること、それを受け入れることもなかなか難しい中でいらっしゃると思います。それを学校関係としてもしっかりと受け止めたっていうことには努めてるんですけども、そこだけじゃなくてハルジオンさんがそういった方を丸ごと受け止めて家庭支援をしてくださっている、家庭の安定、保護者の安定、それにつながる子供たちの安定っていうことに寄与してくださるってことについては、素晴らしい取組だと思います。

ただ、今も家庭支援ってことを言いましたけども、ハルジオンさんなりにそういった柔軟な独自性を持った取組をしていらっしゃいますので、それについてフリースクール的な扱いにしてい

くのか、出席扱いにしていくのかってことについては、そのことでまたハルジオンさんのほうの活動、思いを規制する部分も懸念しますので、今後、今のお話を聞きながら、またハルジオンさんの思い、運営についての願っているのを共有しながら、よりよい方向を見つけていきたいなということは思っております。

○10番（住田清美）

熱い思いも運営者の方にもございますし、ただ、資金が不足しているというか、なかなか厳しいというのも事実でございましたので、しっかりと出席の定義につきましても、また今後の家庭支援の部分につきましても、そして子供たちの学びの部分につきましても、ぜひまたハルジオンさんと情報共有をしていただきながら、私は本当にその不登校の子供たち、何がきっかけで社会と関われるようになるかっていうのはその子様々、ですから受入先もたくさんあったほうがいいのかというのはそこだと思っております。学校とはやっぱりちょっと違うところで背中が押されていくってということもあると思います。

実際に、古川から高山市のフリースクールへ通っている子もいるように、どこに活路を見いだしてくるのか分からないと思いますので、ぜひまた学校目線も大事ですけど、それとは違った目線の中で、もがき苦しんでいる子供たちにぜひ手を差し伸べていただいて、背中を押していただけるように飛騨市の中で体制が、そして教育費にかけるお金もしっかりとかけていただきながら対応していただければと思っております。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。三つ目は、部活動の地域クラブ移行についてお尋ねしたいと思います。

いよいよ来年4月から中学校の部活動が大きな転換期を迎え、地域へと移行されます。部活動改革について、国では理念として、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが改革の主目的とし、手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導を実現させることも考慮するようとしています。

10月23日には、飛騨地域3市1村、これは飛騨市、高山市、下呂市、白川村なんですけれど、議員研修会がありまして、その席において共通のテーマであります「飛騨地域における部活動地域移行の現状と課題について」の講演会を開催いたしました。各地域の実情も鑑み、それぞれの取組を知るよい機会となりました。飛騨市では推進室を設け取り組まれています、移行が間近となった今、改めて3点確認させていただきます。

1点目は、平日の取組について。休日の地域移行は理解できますが、先日の議員研修会では、下呂市や白川村は平日は今までどおり学校での部活動とし、休日のみ地域クラブ化するようでした。飛騨市の場合、平日の活動は今後どうなるのでしょうか。

2点目は、指導者の確保についてです。スポーツ系も文科系も地域クラブ化に当たり、指導者が必要となります。多くの単位クラブの活動に当たり、指導者は確保されているのでしょうか。また、謝礼が必要となりますが、予算措置のめどは立っているのでしょうか。国や県の補助はあるのか、併せてお伺いします。

3点目は、移動方法についてです。今現在でも古川中学校、神岡中学校、北陵中学校など合同で部活動を行うためにスクールバスの利用などが試みられていますが、来年4月以降の移動手段

はどのように想定され、またそのことで保護者負担が生じるようなことはないのでしょうか。

以上、部活動の地域クラブ移行についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

部活動の地域クラブ移行についてのお尋ねです。

まず、1点目の平日の取組についてお答えいたします。飛騨市における部活動の地域展開について、令和8年度4月からは平日、休日ともに地域クラブとしての活動に移行する方針で進めてまいりました。このことは、部活動や地域クラブ活動の指導者や代表者等との関係者と、令和5年度から今年度にかけて、地域クラブの会議で検討、協議を進めてきたものです。

また、今までに学校や部活動育成会、保護者に対してはPTA総会や新1年生向けの半日入学での説明会、また部活動地域移行だより等を通じてお伝えしてきました。そのため、令和8年度4月からは平日も含めて部活動ではなく地域クラブとして活動していく予定です。

2点目の指導者の確保についてお答えします。議員御指摘のとおり、飛騨市における地域クラブ活動を実施する上で指導者の確保は重要です。現在、市の認定地域クラブとして活動する団体の指導者は、部活動の外部指導者として指導いただいていた方や、兼職兼業を申請した学校教員等により確保できています。今後の指導者や運営事務等のサポート人材の確保のため、岐阜県が設置した岐阜県地域クラブ指導者人材バンクの活用と、市独自の人材バンクの運用を進めています。そのために市のHPや広報ひだでは地域クラブのサポーターを募集しており、野球競技では地域クラブと指導者のマッチングにより、指導者の確保に至った例もございます。

令和8年度予算においては、認定地域クラブ活動の指導者謝金を計上する方針であり、国からの補助も予定されております。

3点目の移動方法についてお答えします。議員御指摘のとおり、生徒の送迎における保護者負担については、飛騨市は広域であり、学校間の移動に峠越え等があるため、保護者へのアンケートや会議での意見・要望も多く寄せられています。

そのため今年度10月からは、神岡中学校と古川中学校の生徒が合同で活動する部活動や地域クラブにおいて、神岡中学校から古川中学校までの往路では新たにスクールバスを運行し、復路は公共交通路線バス乗車券を市が発行して保護者の負担軽減を行っています。土曜日の午前中の活動については、河合・宮川地区や神岡地区内の移動でスクールバスを運行しております。

また、保護者が送迎をした場合は、申請により移動費の補助を行っています。これらの移動についての支援は令和8年4月以降も継続する予定です。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○10番（住田清美）

いよいよ4月のスタートに向けて御答弁をいただきました。改めて、飛騨市の場合は平日も休日も含め、全て地域クラブに移行するというのを改めて確認させていただきました。本当に中学校の部活動が根底から変わってしまうのだなということを今改めて思いましたし、指導者の確保につきましても時々チラシとか新聞なんかでも状況は確認はしておりますが、今のところ指導

者についてはおおむね確保できたということ、また教員の今の先生方も引き続きやってくださるということで、先日3市1村の議員研修会したときは、ある自治体は結構先生の比率が高かったんです。そういうところもあります。飛騨市の場合はそのパーセンテージや人数は求めませんが、先生の比率が極端に多いということではないでしょうか。若干の先生の参加もあるというような程度でよろしいのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今の御質問のあった案件につきましては、教育委員会として各学校の先生方にアンケート調査を取らせていただきました。積極的に関わりたい先生とか、あとまあまあ関わっていききたいというような方と、あと関わりをちょっと距離を取りたいというような大まかに3分割がございまして、最初に言いました、関わっていききたい、まあまあ関わっていききたいという方が3割から4割の間だったと思います。つまり、数としては飛騨市は多いほうというふうな認識をしております。引き続き学校の先生方には指導者としての立場でも関わっていただく。あとは外部の指導者と手を合わせて、しっかりこの地域クラブを運営していただきたいというふうに思っております。

○10番（住田清美）

引き続き先生方もそういう熱意を持って取り組んでくださることはありがたいことだと思いますが、働き方改革に逆行しないようにしっかりとその辺はよろしくお願ひしたいのと、外部指導者といいましても、やはり本当にボランティアではないので、謝礼につきましても大体3市というか飛騨地域は大体統一的な感じで動いているのかなと思いましたが、しっかり予算も確保していただきながら、国から補助が出るとは申されましたけど、どれくらい出るのかちょっとまだ未知数なんじゃないかと思っておりますので、しっかり予算措置もしながら、あくまでも地域へ移行はしますけれど、主役は子供たちですので、子供たちがスポーツや文化とかいろんなものに携われるこの気持ちをしっかりとくみ取っていただきながら、指導者の方々にもその辺をしっかりと念頭に置きながら、子供たちにとってよい、この地域移行にスムーズにいきますように、また教育委員会、市当局も御協力をいただきたいと思ひます。

以上、飛騨市の子供たちの発達を願って質問させていただきました。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

〔10番 住田清美 着席〕